

客観的リスク論と主観的リスク論の並立について

—原発過酷事故からの考察—

関西学院大学大学院総合政策研究科研究員 竹内宏規

1 目的

社会全体が関わる公共のリスクにつき、原発過酷事故を経た現在も、なお立場の違いに拠るリスク論がほぼ交わることなく存在している様に思われる。一方に、確率計算と被害想定からリスクを分析、評価しようとする科学的リスク論や経済学などのリスク&ベネフィット分析からのリスク論があり、他方、リスク社会論とりわけルーマン社会学に代表される決定に基づくリスク責任論が提起され、また福島原発事故以降には、倫理・価値判断を含む問題提起がなされて来た。あらためて公共の社会的リスクを考えるにあたり、これらの客観的リスク論と主観的リスク論の並立を考える。

2 方法

筆者の属する総合政策研究の立場から、科学的リスク論やリスク&ベネフィット論の変遷を追い、ルーマンリスク論の「決定」と「責任」という観点からリスク責任を見直し、また、これらに法学とりわけ不法行為に関わる危険責任論から結果責任の概念を取り込み、これら複数の観点からこの問題を捉え直すことで、社会が許容し得るリスクの範囲とリスク論の並立が必要な範囲を考察する。

3 結果

科学的リスク論とリスク&ベネフィット論は量的条件を重視し、決定に基づくリスク責任論や倫理・価値判断のリスク論は質的条件を重視する。しかし量的条件だけで公共のリスクを判断することは福島原発事故の経過ならびに結果から不適切と判断し得る。そこに「決定＝責任」の概念を導入し、決定の中身をあきらかにし、各々の立場の責任を明確にする必要がある。また今ある公共リスクが社会の決定＝許容に基づくものであるか、また本来的に許容可能であったのかをも再考する必要がある。他方、法学上の危険責任論は賠償を伴う法的責任を明確にする理論であり、リスクの条件も過失の有無も問わず、危険な事業にはすべからず結果責任が付随するとする。

4 結論

以上から、原発過酷事故など社会全体が被るリスクにつき、これらの量的リスク論と質的リスク論が並立すなわち同時に成り立つ条件こそ社会がリスク許容するための必要条件になると考える。原発過酷事故の実態は決定＝責任の当事者（事業者）の責任能力を大きく超えており、このリスク許容の条件に照らせば、社会の決定＝許容そのものが本来的に不可能であったか錯誤に基づくものといえる。また、リスク責任の本質を危険責任概念に求めれば、常に「危険源」に付随する責任、危険の大きさに比例する責任として「想定外」や「不可抗力」の免責や責任制限の抑制を惹起する。

文献

- ハイン・ケッツ(1996)「ドイツ損害賠償法改正の当面する諸問題」早稲田大学『比較法学』第30巻
ニクラス・ルーマン(2014)『リスクの社会学』小松丈晃訳 新泉社
竹内宏規(2017)「原子力災害における『リスク』と『危険』」関西学院大学総合政策学部研究会